

地域における人権啓発のあり方プロジェクトチーム会議の検討内容について
(案)

平成 25 年 9 月
市民局人権室

＜地域における人権啓発のあり方に関する報告書（案）の中間報告について＞

○人権啓発事業を取り巻く状況

- ・ 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化
- ・ 人権課題・基準の変化（L G B T、障害者差別解消法、DV防止法改正）
- ・ I S O 2 6 0 0 0
- ・ 市政モニター調査
- ・ 市民意識調査

○人権啓発事業の事業概要

- ・ 区役所の主な人権啓発事業
- ・ 市民局人権室人権啓発・相談センターの主な人権啓発事業
- ・ 人権啓発事業を実施する根拠
- ・ 市民団体との連携（市・区人権啓発推進協議会）

○各区の現状評価と課題

【現状評価】

- ・ 人権年鑑の他都市比較データによると、全国の自治体と比較しても、大阪市はあらゆる啓発手法を実施している。

【見えてきた課題】

- ・ ほとんどの区で、小学校下における啓発事業を実施しており、地域に密着した啓発事業を行っているが、全ての区で実施できておらず、いかにして全ての区で実施するか。
- ・ 啓発事業の対象と情報伝達方法は、これまで、地域振興会を中心とした地縁団体が中心であり、今後、新たな住民（外国籍住民）や子育て世代、若者、学生、子ども等を対象に、どのような情報伝達や参加依頼をするか。
- ・ 事業評価については、参加者数やアンケートによる評価が実施されているが、数値による経年変化評価や数値目標の設定などはあまり実施されておらず、どのように実施した事業の成果目標を設定し、効果を測定するのか。
- ・ 啓発事業のねらいと対象者を誰にするのか。また、その根拠を何にするのか。

○今後の検討議論の方向性について

- ・ 人権啓発事業の手法については、講演会や映画会などを中心にあらゆる手法が実施されているものの、参加型啓発事業は比較的少なく、特に今回ワーキンググループ

会議が経験しているワークショップによる事業実施は少ない。今回のワーキンググループ会議の経験（ワークショップによるブレインストーミング・KJ法などの経験）を活かした地域における啓発事業を実施していくことが必要である。

- ・市民協働の観点から、人権啓発事業を現在の縦割りの事業実施から、ネットワーク型の事業実施への改善が必要ある。この観点から、4区合同の事業実施や他部局や地縁団体・NPO・学校園等との協働やコラボ事業の実施などをベストプラクティスにあげながら、全ての区に広げていくことが必要である。
- ・他都市の先進的な事例を参考にして検討する必要がある。
- ・市民局人権室は、人権啓発事業実施のためのサポート役を担う。

○アドバイザー等の意見

【神原アドバイザー】

- ・職場でも地域でも、作業（ワークショップ）をすることが、人権学習であり、啓発である。みんなで課題や人権を考えるプロセスが人権啓発そのものである。その仕掛けづくりが役所の役割である。

【鈴木ファシリテーター】

- ・「マルチステークホルダープロセス」が国際会議等で採用されるようになってきている。同プロセスは時間がかかるため、時間が無駄だと感じるかもしれないが、いろんな人がいろんな考え方とその経緯・プロセス、ならびに、責任と成果を共有できることがポイント。（ワークショップも良く採用される手法）

<参考・経過>

7月19日 第1回ワーキンググループ会議

神原教授の事前学習会の内容を受け、鈴木先生のファシリテートにより、各区における人権課題について、ワークショップを行った。

8月1日 第1回プロジェクトチーム会議

地域における人権啓発のあり方検討プロジェクトチームの設置について報告。第1回ワーキング会議について報告。今後の進め方について確認。

8月9日 第2回ワーキンググループ会議

事前に提出してもらった各区の課題をもとに、5グループに分かれてワークショップを行った。

9月13日 第3回ワーキンググループ会議

第2回ワーキンググループ会議の続きを行い、5グループごとのテーマに関する人権啓発事業についてとりまとめ、発表をおこなった。